具　体　的　な　取　組	担当府省
イ　男女の多様な選択を可能とする育児・介護の支援基盤の整備	
①　子ども・子育て支援新制度により、市町村が潜在的なものを含めた保育の需要を把握し、それに対応した必要な保育の受入れ枠を確保するなど、地域のニーズに応じた子育て支援の一層の充実を図る。 ・　子ども・子育て関連３法(※)(平成24年８月成立)に基づく子ども・子育て支援新制度を着実に推進し、小規模保育や家庭的保育等への新たな給付や、地域の事情に応じた認定こども園の普及、地域子育て支援拠点や放課後児童クラブ等地域のニーズに応じた多様な子育て支援策の充実を着実に図る。 ※　子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号） ・　小中学校の余裕教室や幼稚園等の既存の社会資源の活用、賃貸物件を活用した保育所分園の整備、子育て支援員の活用等を推進し、計画的に公的保育サービスの受入児童数の拡大を図り、待機児童の解消を目指す。 ・　多様な保育ニーズに対応するため、延長保育、休日保育、夜間保育、病児・病後児保育、複数企業間での共同設置を含む事業所内保育等の多様な保育サービスの拡大を図る。 ・　就業の有無にかかわらず、一時預かり、幼稚園の預かり保育等により、地域における子育て支援の拠点やネットワークを充実する。 ・　幼児教育・保育に係る保護者の経済的負担の軽減等を図る。	内閣府、文部科学省、厚生労働省
②　教育・保育施設等における事故を含め、子供の事故防止に向けた取組を推進し、男女が安心して子育てができる環境を整備する。	消費者庁
③　安心して育児・介護ができる環境を確保する観点から、住宅及び医療・福祉・商業施設等が近接するコンパクトなまちづくり（コンパクトシティ）の形成や、住宅団地における子育て施設や高齢者・障害者施設の整備、各種施設や公共交通機関等のバリアフリー化等を推進する。	国土交通省
④　医療・介護保険制度については、効率化・重点化に取り組みながら質の高いサービスの充実を図る。その際、医療・介護分野における人材の育成・確保や、雇用管理の改善を図る。	厚生労働省
⑤　在宅医療・介護連携の推進や、認知症施策の充実等により「地域包括ケアシステム」の実現に向けた取組を着実に進め、家族の介護負担の軽減を図る。	厚生労働省
⑥　育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年５月15日法律第76号）について、労働政策審議会での検討を踏まえ、必要な見直しを行い、男女とも子育て・介護をしながら働き続けることができる環境の整備のために所要の措置を講ずる。	厚生労働省
⑦　改正次世代育成支援対策推進法について周知・啓発を積極的に行うとともに、仕事と子育ての両立を推進する企業を対象とした認定及び特例認定の取得を促進する。	厚生労働省
⑧　自営業等の女性が安心して妊娠・出産できるよう、国民年金第１号被保険者の産前産後期間の保険料負担免除に向けた制度の見直しを行う。	厚生労働省

2　男女の人権尊重の理念と法律・制度の理解促進及び救済・相談の充実

施　策　の　基　本　的　方　向
人権尊重の理念に対する理解を深めるとともに、各人が自らに保障された法律上の権利や、権利の侵害を受けた場合の対応等について正確な知識を得られるよう、法律・制度の理解の促進を図る。また、政府の施策に対する苦情の処理や人権が侵害された場合の被害者救済体制・相談体制の充実を図る。

具　体　的　な　取　組	担当府省
①　学校や社会において、法令等により保障される人権に関し、正しい知識の普及を図るとともに、国民一人一人の人権意識を高め、人権への理解を深めるため、様々な教育・啓発活動を行う。	内閣府、法務省、文部科学省、厚生労働省、関係府省
②　男女共同参画に関連の深い法令・条約等について、分かりやすい広報の工夫等により、その内容の周知に努める。また、権利が侵害された場合の相談窓口、救済機関等の情報提供に努める。	内閣府、法務省、外務省、関係府省
③　政府の施策についての苦情の処理及び人権が侵害された場合における被害者の救済について、行政相談制度や人権擁護機関等を積極的に活用する。その際、相談に当たる職員、行政相談委員、人権擁護委員、民生委員、児童委員の研修の充実を図るとともに、男女共同参画に関する苦情処理等に関する実態把握を行う。 また、人権擁護機関においては、男女共同参画社会の実現のために、啓発活動に積極的に取り組むとともに、全国の人権相談所や、「女性の人権ホットライン」において、人権相談、人権侵犯事件の調査救済活動に、関係機関と連携しつつ積極的に取り組む。	内閣府、総務省、法務省、厚生労働省
④　英語や中国語等の通訳を配置した外国人のための人権相談所を引き続き設置し、更にその内容を充実させるよう努める。	法務省
⑤　男女共同参画に関連の深い法令・条約等について、政府職員、警察職員、消防職員、教員、地方公務員等に対して、研修等の取組を通じて理解の促進を図る。また、法曹関係者についても、同様の取組が進むよう、情報の提供や講師の紹介等可能な限りの協力を行う。	全府省

【担当府省欄の（人事院）とは、人事院に対して検討を要請するものである。】

第10分野　教育・メディア等を通じた意識改革、理解の促進

＜基本的考え方＞

男女共同参画社会を実現していく上で、人々の意識の中に形成された性別に基づく固定的な役割分担意識、性差に関する偏見の解消や人権尊重を基盤とした男女平等観の形成などが大きな課題となっており、国民の理解を促すための教育及び広報・啓発活動は、他の全ての取組の根幹をなす基盤的な施策と言える。なかでも男性の意識改革は男性自身にとっても重要であり、男性がより暮らしやすくなるものでもある点に留意する必要がある。

効果的に国民の理解を促進していくためには、国民一人一人の生涯の中で、職場、家庭、地域、学校、メディア等あらゆる場と媒体を通じた広報・啓発活動が総合的に実施されること、幼児から高齢者に至る幅広い層の発達段階を踏まえ、親しみやすく分かりやすいものとすることが必要である。男女の主体的で多様な選択を可能とするため、そのエンパワーメントを促進する観点も不可欠である。

また、女性や子供を専ら性的ないしは暴力行為の対象として捉えた性・暴力表現は、男女共同参画社会の形成を大きく阻害するものであり、女性や子供に対する人権侵害となるものもある。こうした観点から啓発を行うとともに、提供側のメディアにおける自主規制等の対策を働きかけるなどの取組が必要である。

さらに、子供に関する取組を行うに当たっては、子供の最善の利益に配慮する必要がある。

以上を踏まえ、教育機関、メディア、地方公共団体等との連携を深めつつ、男女共同参画の理解の促進に向けた教育及び広報・啓発活動を展開するとともに、その推進体制を強化する観点から、学校教育及びメディアの分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図る。

＜成果目標＞

項　目	現　状	成果目標（期限）
「男女共同参画社会」という用語の周知度	男性：66.3% 女性：61.3% （平成24年）	男女とも100% （平成32年）